

株 主 各 位

三重県津市高茶屋七丁目1番1号
井村屋グループ株式会社
取締役社長 中島伸子

第84回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第84回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

(新型コロナウイルス感染防止対策に関するお知らせ)

新型コロナウイルス感染拡大防止のため政府や都道府県知事から継続して外出の自粛や「三密」(密集、密閉、密接)の回避が要請される事態に至っております。この事態を受け、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策(マスク着用等)を実施させていただいた上で、開催させていただくことといたしました。株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、極力、書面またはインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。

なお、本年は株主総会のお土産をご用意しておりません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

【書面(議決権行使書)による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年6月17日(木曜日)午後5時までに到着するようご返送ください。

【電磁的方法(インターネット)による議決権行使の場合】

「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」(3頁~4頁)をご参照いただき、2021年6月17日(木曜日)午後5時までに賛否をご入力ください。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月18日(金曜日)午前10時
2. 場 所 三重県津市羽所町700番地 ホテルグリーンパーク津6階 伊勢・安濃の間
(注)開催場所が前回定時株主総会の会場と異なります。
3. 目 的 事 項
報 告 事 項
 1. 第84期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第84期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第 1 号議案 剰余金の処分の件
- 第 2 号議案 取締役11名選任の件
- 第 3 号議案 監査役 2 名選任の件

以 上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.imuraya-group.com/>)に掲載させていただきます。

＜インターネットによる議決権行使のお手続きについて＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、2021年6月17日（木曜日）の午後5時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) パソコン、携帯電話による方法
 - ・ 議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
 - ・ 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
 - ・ 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

(2) スマートフォンによる方法

- ・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。（「ログインID」および「仮パスワード」の入力は不要です。）
- ・セキュリティの観点からQRコードを用いた議決権行使は1回に限り可能です。2回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」「仮パスワード」の入力が必要になります。
- ・スマートフォン機種によりQRコードでのログインができない場合があります。QRコードでのログインができない場合には、上記2.（1）パソコン、携帯電話による方法にて議決権行使を行ってください。

※QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱っていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

以 上

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

・電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

(添付書類)

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大により経済活動が停滞する中、緊急事態宣言が再度発令され、先行きは依然として非常に不透明な状況となっております。

菓子・食品業界におきましても、消費者の生活様式や消費行動が変化し、予測が難しい経営環境が続いております。

このような状況のもと当社グループは、2020年10月に、持株会社制移行10年目という節目を迎えました。また、中期3カ年計画「新・維新 Next Stage 2020」の最終年度であり、サステナブルな成長を果たすための活動方針として、①2N (NEXT・NEW) への挑戦の継続 ②急激に高まる企業の社会性への対応 ③次世代を意識した人財育成を掲げ、ニューノーマル時代での「提供価値増強経営」を推進いたしました。

具体的には、年間10件のプロジェクトに取り組み、マーケティング戦略の策定、新市場の構築、働き方改革などの成果に繋げました。下期からはグループ全体でDX(デジタルトランスフォーメーション)を推進し、SCMの強化、生産性の向上、更なる働き方改革等の推進に注力し、着実に成長する企業への構造改革を目指して活動を進めております。

また、前期に導入したコジェネレーションシステムが本格稼働し、CO₂削減と動燃費の低減が図られました。さらに、このシステムは大規模災害発生時の断水と停電への備えとしてのみならず、近隣の皆様へ飲料水を提供する「水ステーション」、携帯電話の「充電ステーション」としての機能を持ち、社会貢献活動に寄与できるものです。

当社グループの売上高は、冷菓カテゴリーや食品カテゴリーが伸長しましたが、コロナ禍による市場変化の影響もあり、点心・デリカテゴリーの「肉まん・あんまん」や外食産業のスイーツ各店舗の売上が減少しました。

以上の結果、連結売上高は421億52百万円（前期比0.4%減）となりました。

コスト面では、高騰が続いていた主要原料の小豆価格が平準化し、生産性向上活動を全グループで強化したことにより、売上原価が低減しました。販管費においても旅費等の削減や、SCM効果による人件費や在庫保管コストが減少しました。

その結果、営業利益は7億53百万円（前期比109.5%増）、経常利益は9億21百万円（前期比115.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は6億57百万円（前期比377.5%増）となりました。

各セグメントの概況は次のとおりであります。

① 流通事業

流通事業の中心となる井村屋株式会社では、冷凍カテゴリーの主力商品である「あずきバー」シリーズが好調に推移し、売上本数は前期比116%の2億92百万本を記録し、過去最高となりました。また、健康志向が高まる中、小豆の健康性も注目され、「ようかん類」「おしるこ」「ぜんざい」が伸長し、冷凍食品の需要増加により「冷凍パックまん」や「冷凍和菓子」が好評をいただきました。一方で、新型コロナウイルス感染拡大による外出自粛により、コンビニエンスストアでの「肉まん・あんまん」やスイーツ各店舗における販売は影響を受け、売上が減少しました。

BtoB事業の井村屋フーズ株式会社では、上期においてアウトドア業界向けのスポーツ飲料や熱中症対策のスパウチ商品の受注が減少しましたが、下期においては内食需要の増加でレトルト食品の伸長や新規の取り組みの強化で受託加工が増加しました。

以上の結果、流通事業の売上高は363億24百万円（前期比0.4%増）となり、セグメント利益は13億29百万円（前期比14.5%増）となりました。

流通事業におけるカテゴリー別の概況につきましては次のとおりです。

（菓子カテゴリー）

あずきの煮汁に含まれる栄養素を用いた「片手で食べられる小さなようかん」や機能性の高い「えいようかん」が伸長しました。また、ご家庭で簡単に解凍して食べられる冷凍和菓子の新商品「4コ入大福（つぶあん）」「4コ入きなこおはぎ（つぶあん）」「4コ入あん入黒糖わらび餅（こしあん）」を3月より発売し、順調なスタートとなりました。一方「ギフト類」の売上は減少となりました。

以上の結果、菓子カテゴリーの売上高は46億94百万円（前期比0.1%増）となりました。

(食品カテゴリー)

コロナ禍による内食需要の高まりもあり、「カップおしるこ」「レンジで簡単おしるこ」「レンジで簡単ぜんざい」が大きく伸長しました。また、「冷凍パックまん」では「4個入冷凍パックまん」シリーズや「ゴールドまん」シリーズの売上が増加し、大豆を使用したコレステロールゼロの健康志向の新商品「2コ入 大豆ミートまん」や、家庭内需要をテーマとした「2コ入ホットケーキまん」も好評をいただきました。井村屋フーズ株式会社の食品加工事業ではレトルト商品の内食需要増や新規の取り組みにより受託加工が増加しました。

以上の結果、食品カテゴリーの売上高は76億87百万円（前期比13.7%増）となりました。

(デイリーチルドカテゴリー)

「豆腐類」ではコロナ禍で外食向け業務用商品の需要が減少しました。また、「チルドパックまん」は販売価格の見直しを図り、売上は苦戦しましたが、収益性は改善を図ることができました。

以上の結果、デイリーチルドカテゴリーの売上高は25億78百万円（前期比9.1%減）となりました。

(冷菓カテゴリー)

冷菓商品は「あずきバー」シリーズが過去最高の売上本数になるとともに、「やわもちアイス」シリーズは、リニューアルした「BOXやわもちアイスバニラ」や「BOXやわもちアイス抹茶わらびもち」が好調に推移し売上が増加しました。また、ボールアイスシリーズの新商品「メロンボールkids」も順調なスタートとなりました。加えて、海外輸出が順調に推移し、輸出売上高は前期比37.0%増加しました。

以上の結果、冷菓カテゴリーの売上高は126億30百万円（前期比9.3%増）となりました。

(点心・デリカテゴリー)

「肉まん・あんまん」などの点心・デリカテゴリーは、付加価値の高い新商品の開発・販売に取り組みましたが、新型コロナウイルスの感染拡大による外出自粛の影響があつて、オフィス街を中心としたコンビニエンスストアでの販売が苦戦し、減少しました。

以上の結果、点心・デリカテゴリーの売上高は83億81百万円（前期比13.9%減）となりました。

(スイーツカテゴリー)

スイーツカテゴリーでは、各店舗で品質管理と感染防止対策を徹底し、お客様満足の向上に努めましたが、新型コロナウイルス感染拡大により出店している商業施設や百貨店の要請を受け、休業や営業時間を短縮するなど、大幅に客数減となりました。

以上の結果、スイーツカテゴリーの売上高は3億51百万円（前期比40.6%減）となりました。

② 調味料事業

国内では井村屋フーズ株式会社のシーズニング事業において、新規顧客獲得やお客様ニーズに対応した商品提案に取り組みました。一時的に内食需要増による受注の増加がありましたが、コロナ禍の影響で業務用とみやげ用の素材原料の受注減少により売上が伸び悩みました。

中国での調味料事業においても、新型コロナウイルスの影響が大きく、中国国内の売上が減少しました。

以上の結果、調味料事業全体の売上高は56億11百万円（前期比5.2%減）となりましたが、生産性向上活動と経費の削減を図り、セグメント利益は6億18百万円（前期比4.3%増）となりました。

③ その他事業

イムラ株式会社では、井村屋商品のアウトレット販売を行っている「MOTTAINAI 屋」は新型コロナウイルスの影響により4月から6月において開催を中止しましたが、再開した7月以降は前年を上回って推移しました。しかし、イオンスタイル津南に出店している「ソフトアイスクリーム&スイーツ店WaiWai（ワイワイ）」においては、コロナ禍の影響もあって客数が減少しました。また、本社所在地である三重県津市の近鉄津駅構内に出店しておりました「imuraya Sweets Shop irodori」は9月30日をもって閉店させていただきました。

以上の結果、井村屋グループ株式会社の賃貸事業を加えた、その他事業の売上高は2億16百万円（前期比4.8%減）となり、セグメント損失は17百万円（前期は62百万円のセグメント損失）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は16億78百万円（前期比3億9百万円減）で、実施いたしました主なものは、次のとおりです。

① 当連結会計年度中に完成した主要設備

流通事業

井村屋グループ株式会社	井村屋フーズ株式会社中原工場 スパウチC工場	2億96百万円
井村屋株式会社	酒事業関連設備他	1億83百万円
井村屋フーズ株式会社	スパウチC工場製造設備他	6億10百万円

② 当連結会計年度において継続中の主要設備

該当する事項はありません。

③ 重要な固定資産の売却、撤去または滅失

該当する事項はありません。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の設備資金の所要資金は、自己資金及び銀行借入により賄っております。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区 分	2017年度 第81期	2018年度 第82期	2019年度 第83期	2020年度 (当期)第84期
売 上 高	45,061,638 千円	45,108,129 千円	42,309,898 千円	42,152,710 千円
経 常 利 益	1,495,736 千円	1,562,158 千円	427,829 千円	921,537 千円
親会社株主に帰属 する当期純利益	1,112,205 千円	1,256,276 千円	137,635 千円	657,266 千円
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	90.50 円	96.01 円	10.52 円	50.23 円
総 資 産	33,272,529 千円	34,676,685 千円	29,407,620 千円	29,469,327 千円
純 資 産	15,185,714 千円	15,798,469 千円	15,424,598 千円	16,248,376 千円

(注) 『税効果会計に係る会計基準』の一部改正〔企業会計基準第28号 平成30年2月16日〕等を第82期から適用しており、第81期に係る重要な経営指針等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標となっております。

(5) 対処すべき課題

今後の経済動向につきましては、依然として新型コロナウイルス感染の収束が見通せず、先行きは非常に不透明な状況となっております。菓子・食品業界におきましても消費環境の変化が想定され、経営環境は引き続き厳しいものと想定されます。

このような状況のもと当社グループは、新型コロナウイルスのパンデミックを乗り越え、新常态に対応した事業運営を行うため2021年度から始まる新中期3カ年計画「Be Resilient 2023 ～新しい時代をしなやかに生きる～」を策定しました。新しい時代を生き残っていくため、変革課題を「バランス経営」と定め、目標達成に向けた経営戦略として ①既存国内事業の更なる深化 ②海外事業戦略の推進 ③新規事業の販路拡大・既存事業の付加価値増強 ④コストイノベーション戦略 ⑤財務基盤の強化 ⑥ESG・SDGs経営の推進 ⑦人財価値を高める多様な人財マネジメントの構築の7項目の実行に取り組みます。しなやかでバランスのとれた経営を行い、持続可能な「継承」を目指してまいります。

初年度となる2021年度の活動方針は①ニューノーマル（新常态）に対応した新価値創造への挑戦、②「おやくだち」企業としての社会との共生、③次世代の人財育成と活気ある企業風土の醸成を掲げ、お客様への「おやくだち」に加え、生産性向上や働き方改革により収益構造の強化に向けて活動を行います。

井村屋株式会社の流通事業においては各カテゴリーの強みを活かし、既存市場での販路を拡大するとともに、ニューノーマルにより求められる「健康」「免疫力」をキーワードに新しいニーズの取り込みを図ります。また、EC事業を成長分野として、専用商品の開発強化、スピーディーな受注・出荷体制の構築を進めてまいります。

国内の新規事業として、三重県の水と酒米を使用し、テロワールに根差した日本酒の製造・販売を行う「福和蔵」と和菓子を販売する「菓子舗井村屋」の2店舗を2021年7月にグランドオープンする三重県多気町の「VISON」内に開店し、ECの活用も含めて、流通事業との複合効果を目指す新たなビジネスモデル構築に取り組んでまいります。

井村屋フーズ株式会社のBtoB事業では、お客様の視点に立った価値創造の提案を図り、独自性のある開発力と生産のプロセスを通して技術を磨き、強みを活かした市場開拓を進めます。食品加工事業では、成長が期待されるスパウチ市場への対応を加速するため、新スパウチ工場が2021年3月より本格稼働を開始しました。この機能を活用して生産性向上を図るとともに、投資効果を高めるため、お客様の期待とニーズに沿った市場開拓を進めてまいります。

海外事業では、海外拠点と国内事業会社の連携を強化するために海外事業ユニットを設置し、シナジー効果の発揮を目指します。アメリカのIMURAYA USA, INC. においては、「モチアイス」「モチクリーム」を軸に大手量販店の取り扱いエリア拡大を進めるとともに、井村屋ブランド商品の輸入総代理店機能を強化して輸入

商品の販路拡大を図ります。また、業務用・中食市場への取引拡大を図り、米国アイスクリーム事業の成長戦略に取り組みます。中国事業では、井村屋（北京）食品有限公司（IBF）が中国国内でカステラの新規販売ルート開拓に取り組むとともにSNS（EC）を活用し、日本からの輸入商品の販路拡大を目指します。調味料事業を展開する北京京日井村屋食品有限公司（JIF）、井村屋（大連）食品有限公司（IDF）においては中国国内市場の売上拡大に向けた商品開発と提案強化を行い、香港、台湾への新規販売ルート開拓に取り組めます。井村屋スタートアッププランニング株式会社（I-SUP）はマレーシアで、井村屋グループが事業会社として設立したIMURAYA MALAYSIA SDN. BHD.（IMM）において、アイスクリーム市場へ進出し、ASEAN市場の開拓を目指します。

コスト面では、全グループ一丸となってDXを活用した業務構造改革、働き方の変革による生産性向上を図ります。また、SCM機能を強化し、ロス・ミス・ムダの削減によるコストイノベーションに取り組み、食品廃棄ロスの削減と原材料の安定調達により更なるコスト低減を図ります。

新しい中期3カ年計画「Be Resilient 2023 ～新しい時代をしなやかに生きる～」の初年度目標達成に向け、着実な成長の実現に取り組み、次期（2022年3月期）の連結業績見通しにつきましては、売上高410億円、営業利益11億70百万円、経常利益12億80百万円、親会社株主に帰属する当期純利益8億20百万円を見込んでおります。なお、2022年3月期の業績予想につきましては「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号）等を適用して作成しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率(%)	主要な事業内容
井村屋株式会社	310,000千円	100.0	菓子、食品、デイリーチルド、点心・デリ、冷菓、スイーツ、酒類の製造販売
井村屋フーズ株式会社	50,000千円	100.0	菓子、食品、冷菓、調味料、食品添加物の製造販売
イムラ株式会社	10,000千円	100.0	リース代理店業務、不動産管理業務等
北京京日井村屋食品有限公司	12,301千人民币	90.0	調味料の販売
井村屋(北京)食品有限公司	19,119千人民币	100.0	菓子、点心・デリの販売
IMURAYA USA, INC.	13,494千米ドル	100.0	冷菓の製造販売
井村屋(大連)食品有限公司	8,665千人民币	100.0	菓子、調味料の製造販売
井村屋(北京)企業管理有限公司	13,533千人民币	100.0	中国事業会社全体の資金管理及び事業戦略に関する支援
井村屋スタートアッププランニング株式会社	50,000千円	60.0	グループ各社が有する技術の新規事業または創業の支援

当社の連結子会社は上記の9社であります。

- (注) 1. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。
2. 2019年10月に子会社となりました株式会社福井酒造場は2020年10月1日付で井村屋株式会社を存続会社として合併いたしました。2019年12月に設立しましたIMURAYA MALAYSIA SDN. BHD. は連結の範囲から除いております。

(7) 主要な事業内容

事業セグメント名	事業の内容
流通事業	菓子、食品、デイリーチルド、点心・デリ、冷菓、スイーツ及び酒類の製造販売
調味料事業	天然調味料、栄養食品、発酵調味料及び液体調味料等の製造販売

(8) 主要な営業所及び工場

会 社 名	所 在 地	
井村屋グループ株式会社	本 社	三 重 県 津 市
井 村 屋 株 式 会 社	本 社 ・ 工 場	三 重 県 津 市
	岐 阜 工 場	岐 阜 県 羽 島 郡
	そ の 他 工 場	三 重 県 松 阪 市
	関 東 支 店	東 京 都 文 京 区
	東 海 支 店	名 古 屋 市 中 区
関 西 支 店	大 阪 市 旭 区	
そ の 他 支 店	全 国 3 箇 所	
井村屋フーズ株式会社	本 社 ・ 工 場	愛 知 県 豊 橋 市
イムラ株式会社	本 社 ・ 店 舗	三 重 県 津 市
北京京日井村屋食品有限公司	本 社 ・ 工 場	中 国
井村屋（北京）食品有限公司	本 社 ・ 工 場	中 国
IMURAYA USA, INC.	本 社 ・ 工 場	米 国
井村屋（大連）食品有限公司	本 社 ・ 工 場	中 国
井村屋（北京）企業管理有限公司	本 社	中 国
井村屋スタートアッププランニング株式会社	本 社	三 重 県 津 市

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減 数
名	名
984	23 増

(注) 上記のほかに臨時従業員が170名就業しており、パートタイマー・アルバイトが当連結会計年度中平均で98名（1日8時間勤務換算）おります。

② 当社の従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減 数	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
	名	名	歳	年
男 性	16	3 減	40.8	14.7
女 性	27	—	36.8	14.2
合計又は平均	43	3 減	38.2	14.4

(10) 主要な借入先及び借入額

借 入 先	借 入 残 高
	千円
株 式 会 社 第 三 銀 行	733,336
株 式 会 社 百 五 銀 行	650,040
株 式 会 社 三 菱 UFJ 銀 行	600,004

(注) 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と貸出コミットメントライン契約を締結しております。

当期末における貸出コミットメントライン契約に係る借入金未実行残高は以下のとおりであります。

貸出コミットメントラインの総額	3,000,000千円
借入実行残高	1,200,000千円
差引額	1,800,000千円

2. 会社の株式に関する事項（2021年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 50,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 13,086,200株（自己株式1,724株を含む。）
- (3) 株主数 9,091名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	701	5.36
株 式 会 社 百 五 銀 行	578	4.42
株 式 会 社 三 菱 UFJ 銀 行	559	4.27
井 村 屋 取 引 先 持 株 会	540	4.13
株 式 会 社 第 三 銀 行	490	3.74
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	338	2.58
株 式 会 社 サ ン ラ イ フ	321	2.45
株 式 会 社 り そ な 銀 行	286	2.18
株 式 会 社 西 村 商 店	239	1.82
株 式 会 社 榎 本 武 平 商 店	214	1.63

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2021年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	浅田 剛夫	最高経営責任者(CEO) 井村屋㈱代表取締役会長 IMURAYA USA, INC. CEO
代表取締役社長	中島 伸子	最高執行責任者(COO)
代表取締役副社長	前山 健	井村屋㈱出向 井村屋㈱代表取締役社長 中国事業代表 井村屋(北京)食品有限公司董事長 北京京日井村屋食品有限公司董事長 井村屋(大連)食品有限公司董事長
専務取締役	菅沼 重元	井村屋フーズ㈱出向 井村屋フーズ㈱代表取締役社長
専務取締役	岩本 康	経営戦略部長 井村屋グループ㈱部門統括
常務取締役	富永 治郎	財務部長 井村屋(北京)企業管理有限公司董事長 井村屋グループ㈱部門副統括
取締役	大西安 樹	井村屋スタートアッププランニング㈱出向 井村屋スタートアッププランニング㈱代表取締役社長 IMURAYA MALAYSIA SDN. BHD. 代表取締役社長
取締役	中道 裕久	井村屋㈱出向 井村屋㈱取締役社長付技術担当
取締役	岩上 真人	総務・人事部長
社外取締役	名倉 眞知子	公認会計士
社外取締役	西岡 慶子	㈱光機械製作所代表取締役社長 ㈱百五銀行社外取締役
常勤監査役	脇田 元夫	
常勤監査役	森井 英行	
社外監査役	若林 正清	特定社会保険労務士 中小企業診断士 全国社会保険労務士会連合会副会長
社外監査役	橋本 陽子	㈱ジガミホンフーズ専務取締役 津商工会議所女性会直前会長

- (注) 1. 当社は社外取締役名倉眞知子、西岡慶子、社外監査役若林正清、橋本陽子の4氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所に対し、「独立役員」として届け出ております。
2. 2020年6月19日開催の第83回定時株主総会終結の時をもって、寺家正昭氏は任期満了となり、常勤監査役を退任いたしました。

3. 当社は執行役員制度を導入しており、2021年4月1日付執行役員の就任状況は次のとおりであります。

氏名	地位及び担当
行方貞彦	執行役員常務 経営品質・ガバナンス室長
井村 慎	執行役員常務 海外事業ユニット副ユニット長兼海外貿易室長
近藤久嗣	執行役員常務 中国事業代表 北京京日井村屋食品有限公司出向 北京京日井村屋食品有限公司董事長 井村屋（北京）食品有限公司董事長兼總經理 井村屋（大連）食品有限公司董事長 井村屋（北京）企業管理有限公司董事長兼總經理
甲斐下方俊	執行役員常務 IMURAYA USA, INC. 出向 IMURAYA USA, INC. COO
益川 博	執行役員常務 井村屋㈱出向 井村屋㈱取締役副社長
小川 篤	執行役員常務 井村屋㈱出向 井村屋㈱取締役副社長
岡田孝平	執行役員 IT戦略室長
尾崎弘二	執行役員 経営戦略室（広報・秘書）室長

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。その概要は以下のとおりであります。固定報酬については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、当社の経営内容、事業規模等の類似する会社の報酬水準、従業員給与等とのバランスを考慮して、取締役会規程に基づき役位に応じて決定しております。固定報酬は年俸制を採用しており毎月支給しております。固定報酬と業績連動報酬等の支給割合は、中長期的な企業価値向上へ貢献するために、適切な支給割合となることを方針としております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2018年6月22日開催の第81回定時株主総会にて取締役の報酬額については固定報酬額を「年間3億円以内」、変動報酬額を「親会社株主に帰属する当期純利益の10%以内（上限を7,000万円とし下限を0円とする）」（取締役に対するいずれの報酬額についても使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）、と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名（うち、社外取締役は2名）です。監査役の金銭報酬の額は、2008年6月19日開催の第71回定時株主総会において年額6,000万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任に基づき代表取締役会長最高経営責任者（CEO）浅田剛夫が取締役の個人別の報酬の具体的内容を決定しております。その権限の内容は、各取締役の固定報酬の額及び業績連動報酬等の配分額です。これらの権限を委任した理由は、当社グループを取り巻く環境、当社グループの経営状況等を当社グループにおいて最も熟知し、総合的に役員の報酬額を決定できると判断したためであります。取締役の報酬等の決定過程においては、業績指標に基づく多段階での評価を行ったうえ、報酬総額の妥当性と合わせて各評価を確認することで、客観性・公正性・透明性を担保して取締役の個人別の報酬額が決定されていることから取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員の 員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役	181,321	166,321	15,000	—	11
(うち社外取締役)	(9,960)	(9,960)	(—)	(—)	(2)
監査役	33,076	33,076	—	—	4
(うち社外監査役)	(8,760)	(8,760)	(—)	(—)	(2)

(注) 業績連動報酬等として取締役に對して賞与を支給しております。

業績連動報酬等については、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額を記載しております。業績連動報酬等の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、当事業年度の「親会社株主に帰属する当期純利益（連結）」であります。また、当該指標を選定した理由は、当該指標が企業の一事業年度の最終的な利益（経営成績）を示す財務数値であり、将来への投資や株主還元の原因となる分かりやすい指標であるため選定しております。

業績連動報酬等の算定方法は、株主総会で決議された報酬度額の範囲内で、上記指標のほか、前期の業績などを総合的に勘案し決定しております。なお社外取締役には業績連動報酬は支給していません。当事業年度を含む親会社株主に帰属する当期純利益は1. (4)財産及び損益の状況の推移に記載のとおりです。また、株主総会で決議された報酬限度額は3. (2)②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項に記載のとおりです。

(3) 社外役員に関する事項

ア. 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役西岡慶子氏は、株式会社光機械製作所代表取締役社長と株式会社百五銀行社外取締役を兼務しております。なお、当社と株式会社光機械製作所との間には特別な関係はありません。また、当社と株式会社百五銀行の間には資金の借入等定常的銀行取引があります。

社外監査役橋本陽子氏が兼務する株式会社ジガミホンフーズと当社との間には特別な関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

社外取締役 名倉眞知子氏

当事業年度開催の取締役会14回に全て出席し、長年にわたる公認会計士としての豊富な経験と会社財務における幅広い見識に基づき適宜質問し、意見を述べております。

社外取締役 西岡慶子氏

当事業年度開催の取締役会14回に全て出席し、経験豊富な国際見識と、経営者としての観点から適宜質問し、意見を述べております。

社外監査役 若林正清氏

当事業年度開催の取締役会14回全てに出席し、また監査役会14回に全て出席し、主に社会保険労務士として培われた専門的見地からの質問、意見を述べております。

社外監査役 橋本陽子氏

当事業年度開催の取締役会14回に全て出席し、また監査役会14回に全て出席し、長年の経営者として培われた経験から、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、また女性の立場に立った発言を行っております。

ウ．社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

社外取締役 西岡慶子氏

豊富な国際見識、経営者としての多彩な経験を通じて、社内取締役とは異なる視点・観点による助言・監督を行うことが期待されており、これらの役割を果たすことで、取締役会の実効性向上に寄与いたしました。

社外取締役 名倉眞知子氏

長年にわたる公認会計士としての豊富な経験と会計財務・法務における幅広い見識を通じて、社内取締役とは異なる視点・観点による助言・監督を行うことが期待されており、これらの役割を果たすことで、取締役会の実効性向上に寄与いたしました。

エ．責任限定契約の内容の概要

当社は定款の規定に基づき、社外取締役全員、および社外監査役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、その職務を行うにつき善意であり、かつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とし、責任を負担するものとします。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

五十鈴監査法人

(2) 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法(昭和23年法律第103号)第2条第1項の業務に係る報酬等の額
24,000千円

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
24,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

(3) 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人が提出した監査計画の妥当性及び適正性等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等は合理的な水準であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は定款の規定に基づき、会計監査人と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、その職務を行うにつき善意でありかつ重要な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とし責任を負担するものとします。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、当社監査役会が選定した監査役は、解任後、最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

5. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会で決議しており、その内容は次のとおりであります。(最終改定：2016年5月9日)

1. 当社及びグループ各社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及びグループ各社は、次のコンプライアンス体制を構築する。

① 取締役、使用人の企業倫理意識の向上、法令遵守のため「井村屋グループCSR憲章」(行動規範・プライバシーポリシー)や行動規範を解説した「I-RULE」(井村屋コンプライアンスガイド)を制定し、継続した研修を実施し実行する。

② 企業に何より求められる「透明性の保持」の実現のため、自主的・自律的に監査、検査、社会対応等を行う内部統制部門を設置し、当社及びグループ各社の内部統制システムを構築する。

③ 当社及びグループ各社における法令遵守の観点から、これに反する行為等を早期に発見、是正するための手段として社内通報連絡窓口「コンプライアンスヘルプライン」を設置する。

④ 当社及びグループ各社は企業の社会的責任の観点から、外部専門機関とも連携し、市民社会の秩序や安全に脅威を与えるあらゆる反社会的勢力・団体に対しては毅然とした態度で臨む。反社会的勢力による不正な圧力・要求については断固拒否し、取引を含めた一切の関係を持たない体制を整備する。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書(電磁的記録を含む)、その他の重要な情報は、これに関連する資料とともに法令及び関連社内規程に従い保存・管理する。

取締役及び監査役は、これらの情報を必要に応じて閲覧することができる。また、グループ各社においても、これに準拠した体制を構築する。

3. 当社及びグループ各社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理等に関し、危機管理規程により重要な個々(経営戦略、業務運営、環境、災害等)のリスクに対して責任部署を定め、対応策・予防策を講じるとともにグループ全体のリスクを総括的に管理する体制を確保する。

4. 当社及びグループ各社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 当社グループは中期経営計画を定め、それに基づき当社各部門及びグループ各社が策定した年度計画等を審査し、年度予算の配分を決定する。

② 当社及びグループ各社の取締役等の職務執行の効率性確保のため、取締役会規則等の社内規程を遵守する。

③ 執行役員制度を導入し、経営の意思決定、監査機能と業務執行機能を分離し、業務執行責任の明確化と迅速化を図るとともに、取締役会は業務執行状況の監督を行う。

5. 当社グループ各社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制その他の当社並びにグループ各社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ① 当社並びにグループ全体の業務適正を確保するためグループ全体のガバナンス体制、内部監査体制の確保を図り、当社グループ各社を対象にした内部監査を実施し、結果を当社に報告する。
 - ② 関連社内規程により、グループ各社に係る重要事項について当社の経営戦略会議に上程し、取締役会の承認を求める制度で経営管理、業務執行の監視を行う。
 - ③ 事業会社社長報告会等の開催により、グループ経営に関する方針の周知を図り、情報の共有化を図る。
6. 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社及びグループ各社は、情報開示の透明性及び公正性の確保を目的として、信頼性のある財務報告を作成するために、代表取締役（経営者）の指示の下において、関連規程の整備等社内体制の充実を図り、その体制の整備・運用状況の有効性を評価するための内部統制監査を定期的、継続的に実施する。
また取締役会は、代表取締役（経営者）が構築する財務報告に係る内部統制に関して適切に監督を行う。
7. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役が、監査役職務の補助部門として使用人を置くことを求めた場合、代表取締役の承認を得て、内部監査担当部門をこれにあてる。
8. 前号の使用人の当社取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ① 当該使用人の人事評価及び人事異動については、人事担当取締役が事前に監査役会の意見を聞いてこれを行う。
 - ② 監査役職務を補助する使用人は、その職務にあたっては、監査役の指示に従うものとする。
9. 当社及びグループ各社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制その他当社監査役への報告に関する体制及び報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - (1) 取締役及び使用人が行う監査役に対する報告は、法令の規定事項の他、次の事項とする。
 - ① 当社及びグループ各社の業務・財務に重要な影響、損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、当該事実に関する事項。
 - ② 当社及びグループ各社の役職員が法令または定款に違反する行為をし、または、これらの行為を行うおそれがあると考えられるときは、その旨。
 - ③ 当社並びにグループ全体に影響を及ぼす重要事項に関する決定。
 - ④ 当社及びグループ各社の業績及び業績見込みの重要事項の開示内容。
 - ⑤ 内部監査担当部門の責任者は、内部監査の実施状況または業務遂行の状況及びグループの内部統制に関する活動状況。
 - ⑥ 監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合の、取締役及び使用人の速やかな当該事項についての報告。

- ⑦ コンプライアンス担当部門は、社内通報連絡窓口「コンプライアンスヘルプライン」の内部通報の状況等について定期的に報告。
 - (2) 当社の監査役に報告を行った当社及びグループ各社の取締役及び使用人が、報告をしたことを理由としていかなる不利な取扱いを受けないことを周知、徹底する。
10. 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- ① 監査役がその職務について生じる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとする。
 - ② 監査役職務の執行について生じる費用または債務を処理するため、毎年予算を設ける。
11. その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役監査に関して、監査役が、監査役会で策定する「監査役会規則」・「監査役監査基準」に基づく独立性と権限により監査を行い得ること、監査役が、取締役会ほか重要な会議に出席できることなどについて諸規程に明記することによって、監査役監査の実効性を確保する。
 - ② 監査役（または監査役会）が代表取締役及び取締役・社外取締役並びに執行役員等、さらに内部監査担当部門それぞれとの間で、定期的に意見交換を行い相互認識の強化を図るとともに、内部監査担当部門が行うモニタリングにも同席できる体制を整備する。
 - ③ 監査役職務の遂行にあたり、監査役が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士、税理士等の外部専門家と連携できる体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

1. 当社及びグループ各社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 「井村屋グループCSR憲章」が2005年10月に制定され、2011年10月に改訂を行っています。「I-RULE」は2008年4月に第1号が発行され、2010年4月に第3号まで改訂され小冊子として従業員に配付されています。2018年9月には第1号、第2号が改訂され従業員に啓蒙されています。社内教育は経営品質・ガバナンス部によって勉強会が開催されるとともに、全従業員を対象に「コンプライアンス理解度テスト」が定期的実施され、継続した啓蒙教育が実施されています。また、ステークホルダーに適切な情報を提供し、グループの活動状況や企業姿勢を理解いただくために「CSRレポート」を発行し、IR活動の現場などで活用しています。

② 内部統制担当部門として経営品質・ガバナンス部が設置され、グループ全体の内部統制システムの構築を推進しています。各所属に内部統制担当者・責任者を任命し、自主・自律的に所属内のチェックを行うとともに、経営品質・ガバナンス部と監査役が連携して全所属を対象に内部統制モニタリングが年1回実施され、モニタリングの結果については経営戦略会議や担当役員に報告されています。

③ 社内通報連絡窓口「コンプライアンスヘルプライン」、「コンプライアンスヘルプポスト」が設置され、相談窓口制度が構築、運用されています。

④ 反社会的勢力に対する対応は「井村屋グループCSR憲章」、「I-RULE」に明記されています。基本取引契約書には反社会的勢力・団体を排除する条項を設けるようにし、契約書の締結前に経営品質・ガバナンス部が内容を確認する体制をとっています。

また、企業防衛対策協議会に入会し、総務・人事部を対応統括部門として、反社会的勢力による不正な圧力・要求に対して断固拒否する活動を各機関と連携し推進しています。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「文書管理規程」、「情報セキュリティポリシー」が制定されており文書の保管・管理などに関する手順を定め教育・啓蒙が実施されており、取締役、監査役が常時重要書類を閲覧できる体制がとられています。また、社内の機密情報はインサイダー取引防止に関する規定に基づき管理されています。

3. 当社及びグループ各社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営品質・ガバナンス部を設置し、各部門と連携したBCP活動推進委員会の活動を通じてグループ全体のリスクマネジメントの体制整備とBCPの再構築を行っております。「リスクマネジメント規程」、「BCP（事業継続計画）活動基本方針書」、「事業継続計画（BCP）」、「危機管理規程」、「緊急事態対応規程」、「リコール管理規程」等を定め、災害時の安否確認システムの導入、防災訓練、リコールシミュレーションの実施など、必要な対応策、予防策が取られています。また、商品品質に関しては最重要なリスクと位置付け、主要な事業会社において「FSSC22000」を

取得し、品質保証体制の強化に継続的に取り組んでいます。

4. 当社及びグループ各社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 代表取締役（経営者）から示される方針に基づいて中期経営計画が策定され、各事業会社および各部門の年度計画に展開されています。計画の進捗は毎月利益計画実績書が作成され、グループ全体会議、事業会社社長報告会を通じてレビューが実施されています。
 - ② 「取締役規程」、「取締役会規則」を定め、職務執行の効率性を確保しています。また、社外監査役2名が選任されるとともに、監査役からも必要に応じて意見表明がなされており、職務執行の効率性に関する監督機能が強化されています。
 - ③ 執行役員制度を導入し、「執行役員規程」に基づき業務執行責任の明確化を行っています。取締役会の事前審議機関として経営戦略会議を開催し、意思決定の迅速化を図るとともに業務執行状況の監督を強化しています。
5. 当社グループ各社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制その他の当社並びにグループ各社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ① 各事業会社に監査役を設置し、監査を行うとともに、各監査役による合同監査役会が年4回開催され、状況の報告と共有が図られています。また、グループ全体の監査結果は年2回、取締役会で報告されています。各所属単位での内部統制モニタリングが年1回、経営品質・ガバナンス部と監査役が連携して実施され、結果は毎月経営戦略会議で報告されています。
 - ② 取締役会規則に基づき、グループ各社に係る重要事項が取締役会で審議されています。取締役会の事前審議機関として経営戦略会議を開催し、意思決定の迅速化を図るとともに業務遂行状況の監督を強化しています。
 - ③ 毎月、事業会社社長報告会、グループ全体会議が開催されており、状況の報告、情報の共有が行われるとともに、代表取締役（経営者）からグループ経営に関する方針が説明され、グループ全体への周知が図られています。
6. 財務報告の信頼性を確保するための体制
内部統制モニタリング規程、及び内部統制システムに係る監査の実施基準によりその基準と行動の指針を定め、内部統制監査が計画的に実施され、その結果については代表取締役に報告されています。「経理規程」、「勘定科目取扱規程」など財務報告作成に関する規程を設備し、規程に沿って運用されています。その有効性については、経営品質・ガバナンス部と監査役が連携して、内部統制モニタリングと財務報告に係る内部統制評価を実施するとともに、会計監査人五十鈴監査法人から監査を受けています。財務報告は四半期決算ごとに取締役会で報告、検証がされ、適切に監督が行われています。

7. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助する使用人を定めてはませんが、監査役会、合同監査役会、代表取締役等との情報交換会、内部統制担当部門との情報交換会の議事録の作成に限り、内部監査担当部門である経営品質・ガバナンス部が補助を行っており、議事録の客観性と適正化を図っています。

8. 前号の使用人の当社取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

経営品質・ガバナンス部が監査役会などの議事録作成の補助を行う際は、監査役の指示に基づきその職務を行っています。

9. 当社及びグループ各社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制その他当社監査役への報告に関する体制及び報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(1) 監査役は取締役会、経営戦略会議、事業会社社長報告会に出席し、経営上の重要事項は監査役に報告されています。各会議での議事録や稟議書は監査役に回覧され、書面による報告がなされる体制が整備、運用されています。内部統制モニタリングには監査役も同席するとともに、結果は経営戦略会議を通じて報告されています。また、経営者と監査役との情報交換会が年2回実施され、円滑なコミュニケーションが図られています。

(2) 全体最適を重視した報告・連絡・相談が事業運営の要となることを周知しており、監査役に報告を行った当社及びグループ各社の取締役及び使用人が、報告をしたことを理由としていかなる不利な取扱いを受けないことは周知、徹底されています。

10. 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役職務に関して発生する費用は年間予算が設定されているとともに、費用の支払は速やかに行われています。

11. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

① 「監査役会規則」・「監査役監査基準」に明記され、実効性は確保されています。

② 監査役の会議出席、重要書類の閲覧、代表取締役、取締役、執行役員等の情報交換会の開催、社外取締役、監査法人との情報交換会、内部統制部門のモニタリングへの同席等、監査の実効性を確保する体制が整備されています。

③ 監査役が必要と認めた場合に弁護士、税理士等の外部専門家と連携できる体制を整備しています。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、当該基本方針については特に定めておりません。

(注) 1. 本事業報告中に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 本事業報告の記載金額には、消費税等は含まれておりません。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	9,841,182	【流動負債】	11,254,536
現金及び預金	839,115	支払手形及び買掛金	2,540,152
受取手形及び売掛金	5,017,545	電子記録債務	1,863,930
商品及び製品	2,208,858	短期借入金	2,550,000
仕掛品	322,036	1年内返済予定の長期借入金	399,336
原材料及び貯蔵品	672,720	リース債務	195,393
その他	782,074	未払金	2,541,846
貸倒引当金	△1,169	未払法人税等	277,052
【固定資産】	19,628,145	賞与引当金	497,941
有形固定資産	16,766,763	役員賞与引当金	15,000
建物及び構築物	8,200,631	その他の	373,883
機械装置及び運搬具	3,624,879	【固定負債】	1,966,415
土地	4,244,732	長期借入金	367,764
リース資産	395,227	リース債務	273,280
建設仮勘定	150,988	繰延税金負債	32,460
その他	150,304	執行役員退職慰労引当金	19,632
無形固定資産	148,942	退職給付に係る負債	74,854
リース資産	59,192	資産除去債務	134,112
その他	89,749	再評価に係る繰延税金負債	917,451
投資その他の資産	2,712,438	その他	146,859
投資有価証券	1,388,832	負債合計	13,220,951
長期貸付金	1,252	純資産の部	
繰延税金資産	190,930	株主資本	13,794,220
退職給付に係る資産	855,240	資本金	2,576,539
その他	301,244	資本剰余金	3,808,553
貸倒引当金	△25,061	利益剰余金	7,412,910
資産合計	29,469,327	自己株式	△3,782
		その他の包括利益累計額	2,377,952
		その他有価証券評価差額金	74,104
		土地再評価差額金	1,942,536
		為替換算調整勘定	△9,152
		退職給付に係る調整累計額	370,464
		非支配株主持分	76,203
		純資産合計	16,248,376
		負債・純資産合計	29,469,327

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		42,152,710
売 上 原 価		29,176,035
売 上 総 利 益		12,976,674
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		12,223,368
営 業 利 益		753,306
営 業 外 収 益		
受 取 配 当 金	39,884	
受 取 家 賃	38,755	
為 替 差 益	28,326	
そ の 他	95,007	201,973
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	29,961	
そ の 他	3,781	33,742
経 常 利 益		921,537
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	117,518	
補 助 金 収 入	44,607	
移 転 補 償 金	117,647	
投 資 等 損 失 引 当 金 戻 入 額	60,000	
そ の 他	51,122	390,895
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	109,618	
減 損 損 失	59,408	
事 務 所 移 転 費 用	53,159	
そ の 他	3,043	225,229
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,087,203
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	390,634	
法 人 税 等 調 整 額	34,010	424,644
当 期 純 利 益		662,558
非 支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		5,292
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		657,266

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	2,576,539	3,808,553	7,069,743	△3,050	13,451,785
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△314,034		△314,034
親会社株主に帰属する当期純利益			657,266		657,266
自 己 株 式 の 取 得				△731	△731
土地再評価差額金の取崩			△65		△65
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	343,167	△731	342,435
当 期 末 残 高	2,576,539	3,808,553	7,412,910	△3,782	13,794,220

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計
当 期 首 残 高	△77,550	1,942,471	△6,720	44,118	1,902,318
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当					
親会社株主に帰属する当期純利益					
自 己 株 式 の 取 得					
土地再評価差額金の取崩					
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	151,655	65	△2,431	326,345	475,634
連結会計年度中の変動額合計	151,655	65	△2,431	326,345	475,634
当 期 末 残 高	74,104	1,942,536	△9,152	370,464	2,377,952

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

(単位：千円)

	非支配株主持分	純資産合計
当 期 首 残 高	70,495	15,424,598
連結会計年度中の変動額		
剰 余 金 の 配 当		△314,034
親会社株主に帰属する当期純利益		657,266
自 己 株 式 の 取 得		△731
土地再評価差額金の取崩		△65
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	5,707	481,342
連結会計年度中の変動額合計	5,707	823,777
当 期 末 残 高	76,203	16,248,376

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

①連結子会社の数 9社

連結子会社の名称：井村屋株式会社、井村屋フーズ株式会社、
イムラ株式会社、北京京日井村屋食品有限公司、
井村屋(北京)食品有限公司、IMURAYA USA, INC.、
井村屋(大連)食品有限公司、
井村屋(北京)企業管理有限公司、
井村屋スタートアッププランニング株式会社

②非連結子会社の状況

非連結子会社の名称：IMURAYA MALAYSIA SDN. BHD.

(連結範囲から除いた理由)

非連結子会社は、小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため除外しております。なお、前連結会計年度において非連結子会社であった株式会社福井酒造場は、2020年10月1日付で連結子会社である井村屋株式会社に吸収合併されたことにより消滅しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社：IMURAYA MALAYSIA SDN. BHD.

(持分法を適用しない理由)

持分法を適用しない非連結子会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、北京京日井村屋食品有限公司、井村屋（北京）食品有限公司、井村屋（大連）食品有限公司及び井村屋（北京）企業管理有限公司については決算日が連結決算日と異なるため、連結計算書類を作成するにあたっては、当該会社の直近の事業年度に係る計算書類（12月31日）を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの……決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……移動平均法による原価法

ロ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

商品及び原材料……移動平均法

製品及び仕掛品……総平均法

貯蔵品……最終仕入原価法

② 固定資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産……定率法によっております。

(リース資産を除く) ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)及び当社が本社隣接地で行っている賃貸住宅事業に係る資産については全部を、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、在外連結子会社は定額法によっております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3年～50年

機械装置及び運搬具 4年～10年

その他の 2年～20年

また、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

ロ. 無形固定資産……定額法によっております。

(リース資産を除く) なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

- ハ. リース資産……所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

③ 引当金の計上基準

- イ. 貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 賞与引当金……従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。
- ハ. 役員賞与引当金……役員に対して支給する賞与の支出に備えて、当連結会計年度に見合う支給見込額に基づき計上しております。
- 二. 執行役員退職慰労引当金……執行役員の退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

④ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- イ. 重要な外貨建の……在外子会社の資産、負債、収益及び費用は、当該会社資産又は負債の 決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差本邦通貨への換 額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。
- ロ. ヘッジ会計の処理
- a. ヘッジ会計の方法……外貨建金銭債務について、為替予約を行い振当処理を行っております。
- b. ヘッジ手段とヘッジ対象
- ヘッジ手段……為替予約取引
- ヘッジ対象……外貨建金銭債務
- c. ヘッジ方針……製品の輸入に関わる為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行い、輸入取引の範囲内で為替変動リスクをヘッジしております。

- d. ヘッジの有効性の評価……為替予約締結時に、リスク管理方針に従って、同一金額で同一通貨の為替予約をそれぞれ振当てているため、ヘッジの効果は確保されているものとみています。そのため有効性の判定は省略しております。
- ハ. 退職給付に係る会計処理の方法
- a. 退職給付見込額……退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連の期間帰属方法 結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - b. 数理計算上の差異……数理計算上の差異につきましては、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により発生 of 翌連結会計年度から費用処理しております。
- ニ. 消費税等の会計処理……消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

⑤ 追加情報

当社グループは、今後の新型コロナウイルス感染症の収束について、新型コロナウイルスの感染拡大により国内外の情勢は依然として不透明であり、現時点で今後の動向を見通すことは困難であるため、これによる影響は見込んでおりません。

そのため、新型コロナウイルス感染症が業績に与える影響は限定的であるとの前提にて、固定資産の減損や繰延税金資産の回収可能性に係る会計上の見積もりを行っております。

2. 表示方法の変更に関する注記

連結損益計算書

前連結会計年度において区分掲記しておりました「特別損失」の「固定資産除却損」(当連結会計年度1,819千円)は、金額が僅少となったため、当連結会計年度は「特別損失」の「その他」に含めて表示しております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物及び構築物	3,985,243千円
機械装置及び運搬具	1,510,712千円
土地	2,772,283千円
投資有価証券	87,779千円
計	<u>8,356,019千円</u>

② 担保に係る債務

短期借入金	696,664千円
長期借入金	516,660千円
(うち1年以内返済予定分)	266,496千円)
計	<u>1,213,324千円</u>

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 24,979,143千円

(3) 土地の再評価

当社は、土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布 法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成11年3月31日公布 法律第24号、平成13年3月31日公布 法律第19号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

① 再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布 政令第119号）第2条第4号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて、（奥行価格補正、側方路線影響加算等）合理的な調整を行って算出。

② 再評価を行った年月日

2002年3月31日

③ 再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△1,441,205千円

(4) 当社は運転資金の効率的な調達を行うために、取引銀行4行との間で貸出コミットメントライン契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

貸出コミットメントラインの総額	3,000,000千円
借入実行残高	1,200,000千円
差引額	1,800,000千円

4. 連結損益計算書に関する注記

減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	金額
三重県内	その他	のれん	59,408千円

当社グループは、減損会計の適用にあたって、事業セグメントを基準に資産のグルーピングを行っております。連結子会社である井村屋株式会社が吸収合併した株式会社福井酒造場に係るのれんについて、当該事業における当初想定した収益の獲得が将来にわたって見込まれなくなったため、回収可能価額をゼロとして、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増	加	減	少	当連結会計年度末
普通株式	13,086,200株		一株		一株	13,086,200株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増	加	減	少	当連結会計年度末
普通株式	1,439株		285株		一株	1,724株

変動事由の概要

増 加……………単元未満株式の買取請求による取得 285株

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
2020年6月19日 定時株主総会	普通株式	314,034	24.00	2020年3月31日	2020年6月22日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2021年6月18日開催の第84回定時株主総会において、普通株式の配当に関し次のとおり付議いたします。

イ. 配当金の総額 314,027千円

ロ. 1株当たり配当額 24.00円

ハ. 基 準 日 2021年3月31日

ニ. 効力発生日 2021年6月21日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿って取引先毎の期日管理及び残高管理を行うことでリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期毎に時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、1年以内の支払期日であります。ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は連結決算日後最長6年後であります。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額(※)	時価(※)	差 額
(1) 現金及び預金	839,115	839,115	—
(2) 受取手形及び売掛金	5,017,545	5,017,545	—
(3) 投資有価証券 其他有価証券	1,282,212	1,282,212	—
(4) 支払手形及び買掛金	(2,540,152)	(2,540,152)	—
(5) 電子記録債務	(1,863,930)	(1,863,930)	—
(6) 未 払 金	(2,541,846)	(2,541,846)	—
(7) 短期借入金	(2,550,000)	(2,550,000)	—
(8) 長期借入金	(767,100)	(766,670)	△429
(9) リース債務	(468,674)	(467,967)	△706

(※) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、(5) 電子記録債務、(6) 未払金、並びに(7) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

なお、一部の外貨建買掛金は、為替予約の振当処理の対象とされており、ヘッジ対象とされる買掛金と一体として処理しているため、その時価は買掛金の時価に含めて記載しております。

(8) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(9) リース債務

これらの時価については、同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	106,620

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積るには過大なコストを要すると見込まれます。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「(3) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

7. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、三重県、愛知県において、賃貸商業施設（土地を含む）及び賃貸住宅を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額	時 価
1,795,924	1,245,494

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 時価については、主として社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）であります。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 1,235円98銭

(2) 1株当たり当期純利益 50円23銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. その他の注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	5,285,838	【流動負債】	3,334,840
現金及び預金	478,222	短期借入金	2,550,000
売掛金	154,530	1年内返済予定の長期借入金	399,336
貯蔵品	2,961	リース債務	33,511
前払費用	16,195	未払金	110,323
関係会社貸付金	4,326,592	未払費用	34,246
その他の貸倒引当金	307,805	未払法人税等	27,583
	△470	預り金	9,379
【固定資産】	14,845,126	賞与引当金	48,211
有形固定資産	8,762,139	役員賞与引当金	15,000
建物	4,383,918	その他の	107,247
構築物	99,081	【固定負債】	1,678,551
機械及び装置	0	長期借入金	367,764
工具、器具及び備品	11,315	リース債務	56,873
土地	4,244,732	退職給付引当金	98,240
リース資産	23,092	執行役員退職慰労引当金	15,120
無形固定資産	127,481	資産除去債務	134,112
リース資産	59,192	再評価に係る繰延税金負債	917,451
ソフトウェア	61,193	その他	88,990
その他の	7,094	負債合計	5,013,391
投資その他の資産	5,955,506	純資産の部	
投資有価証券	1,388,832	株 主 資 本	13,100,932
関係会社株式	2,976,187	資 本 金	2,576,539
出 資 金	3,950	資 本 剰 余 金	3,889,458
関係会社出資金	566,619	資 本 準 備 金	2,633,356
関係会社長期貸付金	995,785	その他資本剰余金	1,256,101
長期前払費用	7,133	利 益 剰 余 金	6,638,717
繰延税金資産	447,345	利 益 準 備 金	473,000
関係会社長期未収入金	80,294	その他利益剰余金	6,165,717
その他の	51,040	配 当 準 備 金	190,000
貸倒引当金	△24,435	別 途 積 立 金	1,030,000
投資等損失引当金	△537,248	繰越利益剰余金	4,945,717
資産合計	20,130,965	自 己 株 式	△3,782
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	2,016,640
		その他有価証券評価差額金	74,104
		土地再評価差額金	1,942,536
		純資産合計	15,117,573
		負債・純資産合計	20,130,965

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
営 業 収 益		
経 営 管 理 料	1,721,679	
不 動 産 賃 貸 料	522,885	
関 係 会 社 受 取 配 当 金	458,900	
そ の 他 の 事 業 収 益	642,653	3,346,118
営 業 費 用		
不 動 産 賃 貸 原 価	366,891	
そ の 他 の 事 業 費 用	484,041	
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,879,685	2,730,618
営 業 利 益		615,499
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	44,311	
受 取 配 当 金	39,884	
為 替 差 益	23,840	
そ の 他	11,225	119,262
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	32,192	32,192
経 常 利 益		702,569
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	117,518	
投 資 等 損 失 引 当 金 戻 入 額	60,000	
補 助 金 収 入	5,977	183,496
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	327	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	109,618	
投 資 等 損 失 引 当 金 繰 入 額	164,391	
そ の 他	564	274,902
税 引 前 当 期 純 利 益		611,163
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	54,021	
法 人 税 等 調 整 額	68,152	
当 期 純 利 益		488,989

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	2,576,539	2,633,356	1,256,101	3,889,458
当事業年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当				
当 期 純 利 益				
自 己 株 式 の 取 得				
土地再評価差額金の取崩				
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				
当事業年度中の変動額合計	—	—	—	—
当 期 末 残 高	2,576,539	2,633,356	1,256,101	3,889,458

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金				
	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
配当準備金		別途積立金	繰越利益剰余金		
当 期 首 残 高	473,000	190,000	1,030,000	4,770,826	6,463,826
当事業年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当				△314,034	△314,034
当 期 純 利 益				488,989	488,989
自 己 株 式 の 取 得					
土地再評価差額金の取崩				△65	△65
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)					
当事業年度中の変動額合計	—	—	—	174,890	174,890
当 期 末 残 高	473,000	190,000	1,030,000	4,945,717	6,638,717

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

(単位：千円)

	株 主 資 本		評価・換算差額等	
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金
当 期 首 残 高	△3,050	12,926,773	△77,550	1,942,471
当事業年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当		△314,034		
当 期 純 利 益		488,989		
自 己 株 式 の 取 得	△731	△731		
土地再評価差額金の取崩		△65		
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			151,655	65
当事業年度中の変動額合計	△731	174,158	151,655	65
当 期 末 残 高	△3,782	13,100,932	74,104	1,942,536

	評価・換算差額等	純資産合計
	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	1,864,920	14,791,694
当事業年度中の変動額		
剰 余 金 の 配 当		△314,034
当 期 純 利 益		488,989
自 己 株 式 の 取 得		△731
土地再評価差額金の取崩		△65
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	151,720	151,720
当事業年度中の変動額合計	151,720	325,879
当 期 末 残 高	2,016,640	15,117,573

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式……移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……当事業年度末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……移動平均法による原価法

ロ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

貯 蔵 品……最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産……定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び当社が本社隣接地で行っている賃貸住宅事業に係る資産については全部を、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 及 び 構 築 物 3年～50年

機 械 及 び 装 置 4年～10年

工 具、器 具 及 び 備 品 2年～20年

また、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

ロ. 無形固定資産……定額法によっております。

(リース資産を除く) なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

ハ. リース資産……所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

- イ. 貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 投資等損失引当金……関係会社に対する投資等に伴う損失に備えるため、関係会社の財政状態等を勘案し、必要と認められた額を計上しております。
- ハ. 賞与引当金……従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
- ニ. 役員賞与引当金……役員に対して支給する賞与の支出に備えて、当事業年度に見合う支給見込額に基づき計上しております。
- ホ. 退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異につきましては、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により、発生の翌事業年度から費用処理しております。

なお、未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

- ヘ. 執行役員退職慰労引当金……執行役員の退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(5) 追加情報

当社は、今後の新型コロナウイルス感染症の収束について、新型コロナウイルスの感染拡大により国内外の情勢は依然として不透明であり、現時点で今後の動向を見通すことは困難であるため、これによる影響は見込んでおりません。

そのため、新型コロナウイルス感染症が業績に与える影響は限定的であるとの前提にて、固定資産の減損や繰延税金資産の回収可能性に係る会計上の見積もりを行っております。

2. 表示方法の変更に関する注記

損益計算書

前事業年度において区分掲記しておりました営業外収益の「受取賃貸料」（当事業年度1,592千円）は金額が僅少となったため、当事業年度は「その他」に含めて表示しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建	物	1,890,657千円
構	築	32,883千円
土	地	2,772,283千円
投	資	87,779千円
有	価	
証	券	
計		<u>4,783,604千円</u>

② 担保に係る債務

短	期	借	入	金	696,664千円
長	期	借	入	金	516,660千円
(うち1年以内返済予定分					<u>266,496千円)</u>
計					<u>1,213,324千円</u>

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

5,504,033千円

(3) 保証債務

2010年10月1日付の会社分割により、井村屋株式会社及び井村屋フーズ株式会社が承継した債務につき、重疊的債務引受を行っております。

井村屋(株)	3,200千円
井村屋フーズ(株)	300千円
計	3,500千円

連結会社の電子記録債務に係る金融機関に対する債務保証を行っております。

井村屋(株)	1,625,713千円
井村屋フーズ(株)	238,217千円
計	1,863,930千円

(4) 関係会社に対する金銭債権

短期金銭債権	189,632千円
--------	-----------

(5) 関係会社に対する金銭債務

短期金銭債務	61,079千円
--------	----------

(6) 土地の再評価

当社は、土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布 法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成11年3月31日公布 法律第24号、平成13年3月31日公布 法律第19号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

① 再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布 政令第119号）第2条第4号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて、（奥行価格補正、側方路線影響加算等）合理的な調整を行って算出。

② 再評価を行った年月日

2002年3月31日

③ 再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△1,441,205千円

(7) 当社は運転資金の効率的な調達を行うために、取引銀行4行との間で貸出コミットメントライン契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

貸出コミットメントラインの総額	3,000,000千円
借入実行残高	1,200,000千円
差引額	1,800,000千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	3,221,436千円
営業取引以外の取引高	52,538千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	1,724株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税等	4,945千円
賞与引当金	14,555千円
退職給付引当金	32,414千円
役員退職慰労金	23,847千円
執行役員退職慰労引当金	2,472千円
ゴルフ会員権評価損	14,546千円
関係会社株式評価損	159,586千円
関係会社出資金評価損	36,228千円
投資等損失引当金	162,195千円
投資有価証券評価損	25,591千円
関係会社株式（新設分割）	368,036千円
繰越欠損金	87,697千円
資産除去債務	40,488千円
その他	22,525千円
小計	995,131千円
評価性引当額	△478,278千円
繰延税金資産合計	516,852千円
繰延税金負債	
為替差益	△18,363千円
その他有価証券評価差額金	△18,294千円
資産除去債務に対応する除却費用	△32,848千円
繰延税金負債合計	△69,506千円
繰延税金資産の純額	447,345千円

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注) 1	科目	期末残高 (注) 1
子会社	井村屋(株)	直接100%	経営の管理等	経営管理料の受取 (注) 2	1,571,829	関係会社 未収入金	139,952
				商品の仕入 (注) 3	457,900	—	—
				資金の貸付 (注) 4	5,783,557	関係会社 短期貸付金	4,090,093
				受取利息 (注) 4	31,717	—	—
				債務保証 (注) 6	1,625,713	—	—
	井村屋フーズ(株)	直接100%	経営の管理等	資金の借入 (注) 5	135,917	—	—
				支払利息 (注) 5	8,268	—	—
				債務保証 (注) 6	238,217	—	—
				資金の貸付 (注) 5	55,638	関係会社 短期貸付金	92,954
				受取利息 (注) 4	18	—	—
	IMURAYA USA, INC.	直接100%	経営の管理等	貸付金の回収 (注) 7	64,518	関係会社 短期貸付金	66,420
						関係会社 長期貸付金	835,785
				受取利息 (注) 7	9,022	関係会社 短期未収入金	665
						関係会社 長期未収入金	24,028

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 期末残高の金額のうち、関係会社未収入金は消費税等を含んでおりますが、取引金額及びその他の科目については消費税等を含んでおりません。
2. 経営指導に関する手数料であり、合理的に算出して決定しております。
3. 仕入価格については、揭示された価格を検討の上決定しております。
4. 資金の貸付については、取引金額は期中の平均残高により記載しており、また、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
5. 資金の借入については、取引金額は期中の平均残高により記載しており、また、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
6. 連結子会社の電子記録債務に係る金融機関に対する債務保証を行っております。
7. 資金の貸付及び受取利息については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,155円38銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 37円37銭 |

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. その他の注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月7日

井村屋グループ株式会社
取締役会 御中

五十鈴監査法人
津事務所

指定社員 公認会計士 安井 広伸 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 下津 和也 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、井村屋グループ株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、井村屋グループ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2021年5月7日

井村屋グループ株式会社
取締役会 御中

五十鈴監査法人
津事務所

指 定 社 員 公認会計士 安 井 広 伸 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 下 津 和 也 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、井村屋グループ株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第84期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第84期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら取締役、執行役員及び内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び執行役員その他の使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、グループ会社については、グループ会社の取締役及び監査役等とオンライン形式で意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じてグループ会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びそのグループ会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び執行役員その他の使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人五十鈴監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人五十鈴監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月7日

井村屋グループ株式会社 監査役会

常 勤 監 査 役 脇 田 元 夫 ㊟

常 勤 監 査 役 森 井 英 行 ㊟

社 外 監 査 役 若 林 正 清 ㊟

社 外 監 査 役 橋 本 陽 子 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、剰余金の処分につきましては、将来の事業展開に備えた内部留保の充実に配慮しつつ、株主の皆様への適切な利益還元を重要課題の一つと認識して、安定的な配当の継続を基本としております。

当期の期末配当につきましては、上記基本方針及び今後の利益計画の達成見通しなどを勘案し、普通配当におきましては、1株当たり24円とさせていただきたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金24円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は314,027,424円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月21日となります。

第2号議案 取締役11名選任の件

取締役全員（11名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役11名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	あさ だ たけ お 浅 田 剛 夫 (1942年 7月1日生)	1970年4月 当社に入社 1993年6月 当社取締役 1999年6月 当社常務取締役 2001年6月 当社専務取締役 2003年6月 当社代表取締役社長 2010年10月 井村屋株式会社代表取締役会長 2013年6月 当社代表取締役会長、最高経営責任者 (CEO) (現任) 2014年6月 IMURAYA USA, INC. CEO (現任) 2021年4月 当社最高マーケティング責任者 (CMO) (現任) (重要な兼職の状況) IMURAYA USA, INC. CEO	22,517株
2	なか じま のぶ こ 中 島 伸 子 (1952年 11月8日生)	1978年11月 当社に入社 1998年4月 当社北陸支店長 2006年4月 当社執行役員関東支店長 2008年4月 当社上席執行役員 2008年6月 当社取締役 2011年6月 当社常務取締役 2013年6月 当社専務取締役 2015年4月 井村屋株式会社出向取締役副社長 2016年4月 井村屋グループ(株)部門統括 2017年4月 当社代表取締役副社長 2018年4月 当社代表取締役副会長 2019年4月 当社代表取締役社長、最高執行責任者 (COO) (現任) 2021年4月 イムラ株式会社代表取締役社長 (現任) (重要な兼職の状況) イムラ株式会社代表取締役社長	11,900株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する 当社の株式数
3	すが ぬま しげ もと 菅 沼 重 元 (1956年 3月20日生)	1980年4月 当社に入社 1997年4月 当社調味料事業部七根工場長 2004年4月 当社執行役員調味料事業部長 2006年4月 北京京日井村屋食品有限公司副董事長兼総 経理 2006年12月 井村屋（北京）食品有限公司董事兼総経理 2008年4月 当社上席執行役員 2010年10月 井村屋シーズニング株式会社代表取締役社 長 2013年6月 当社取締役、井村屋シーズニング株式会社 出向代表取締役社長 2015年6月 当社常務取締役 2017年4月 当社専務取締役 井村屋フーズ株式会社出向代表取締役社長 (現任) 2021年4月 当社取締役副社長（現任） (重要な兼職の状況) 井村屋フーズ株式会社代表取締役社長	9,100株
4	いわ もと やすし 岩 本 康 (1963年 11月25日生)	1986年4月 当社に入社 2013年4月 当社経営戦略部グループ事業戦略チーム長 2014年4月 当社経営戦略部長 2016年4月 当社執行役員経営戦略部長 2018年4月 当社上席執行役員 2018年6月 当社取締役 2019年4月 当社常務取締役井村屋グループ(㈱部門統括 経営戦略部長 2020年4月 当社専務取締役井村屋グループ(㈱部門統括 経営戦略部長 2021年4月 当社取締役副社長（現任） 井村屋株式会社出向代表取締役社長（現 任） (重要な兼職の状況) 井村屋株式会社代表取締役社長	2,500株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する 当社の株式数
5	とみ なが じ ろう 富 永 治 郎 (1968年 11月23日生)	1991年4月 当社に入社 2012年4月 当社財務部長 2016年4月 当社執行役員財務部長 2018年1月 井村屋(北京)企業管理有限公司董事長 2018年4月 当社上席執行役員財務部長 2018年6月 当社取締役 2019年4月 井村屋グループ(㈱)部門副統括 2020年4月 当社常務取締役井村屋グループ(㈱)部門副統括 2021年4月 当社専務取締役、最高財務責任者(CFO)、井村屋グループ(㈱)部門統括ファイナンス室長(現任)	3,900株
6	いわ かに まさ と 岩 上 真 人 (1963年 8月13日生)	1986年4月 当社に入社 2011年4月 当社総務・人事グループ総務人事企画チーム長 2012年4月 当社総務・人事グループ人事・労務部長 2017年4月 当社執行役員総務・人事部長 2019年4月 当社上席執行役員総務・人事部長 2020年6月 当社取締役 2021年4月 当社取締役井村屋グループ(㈱)部門副統括HR室長(現任)	5,300株
7	まえ やま たけし 前 山 健 (1949年 3月23日生)	1972年3月 当社に入社 2001年4月 当社品質管理部長 2004年4月 当社執行役員菓子食品DCユニットマネージャー 2007年6月 当社取締役 2009年6月 当社専務取締役 2010年10月 井村屋株式会社出向代表取締役社長 2011年6月 当社取締役副社長 2014年4月 井村屋(北京)食品有限公司董事長 2014年6月 北京京日井村屋食品有限公司董事長 2016年4月 井村屋(大連)食品有限公司董事長 2019年4月 当社代表取締役副社長 2021年4月 当社取締役(現任) 井村屋株式会社出向取締役会長(現任)	13,100株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する 当社の株式数
8	<p style="text-align: center;">おお にし やす き 大 西 安 樹</p> <p style="text-align: center;">(1959年 1月4日生)</p>	<p>1982年4月 当社に入社</p> <p>2007年4月 当社経営企画室長</p> <p>2008年4月 当社執行役員経営企画統括部長</p> <p>2010年4月 当社上席執行役員</p> <p>2011年6月 当社取締役、IMURAYA USA, INC. 出向 CEO/COO</p> <p>2014年6月 当社常務取締役井村屋グループ(株)部門副統 括</p> <p>2015年4月 当社常務取締役井村屋グループ(株)部門統括</p> <p>2016年4月 当社代表取締役社長、最高執行責任者 (COO)</p> <p>2019年4月 当社取締役 (現任) 井村屋スタートアッププランニング株式会 社出向代表取締役社長 (現任)</p> <p>2019年12月 IMURAYA MALAYSIA SDN. BHD. 代表取締役社 長 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 井村屋スタートアッププランニング株式会社代表取締役 社長、IMURAYA MALAYSIA SDN. BHD. 代表取締役社長</p>	10,700株
9	<p style="text-align: center;">にし おか けい こ 西 岡 慶 子</p> <p style="text-align: center;">(1957年 2月16日生)</p>	<p>1980年5月 SEDCO INC. (現 SCHLUMBERGER LTD.)、 CHEVRON U. S. A. の日本事務所にて秘書通訳 として勤務</p> <p>1986年8月 会議・商談通訳 (フリーランス) を開始</p> <p>1996年12月 株式会社光機械製作所入社</p> <p>2001年5月 株式会社光機械製作所代表取締役社長 (現 任)</p> <p>2015年6月 当社取締役 (非常勤) (現任)</p> <p>2020年6月 株式会社百五銀行社外取締役 (現任)</p> <p>2021年4月 国立大学法人三重大学 理事 (非常勤)・副 学長 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社光機械製作所代表取締役社長 株式会社百五銀行社外取締役</p>	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
10	※ たなか りさ 田 中 里 沙 (1966年 11月14日生)	1989年4月 株式会社伝創社入社 1993年4月 株式会社宣伝会議入社 1995年4月 月刊宣伝会議編集長 2008年11月 株式会社宣伝会議取締役副社長兼編集室長 2012年4月 学校法人先端教育機構事業構想大学院大学教授 2014年6月 日本郵便株式会社社外取締役（現任） 2016年4月 学校法人先端教育機構事業構想大学院大学学長（現任） 2016年4月 株式会社宣伝会議取締役（現任） 2021年4月 国立大学法人三重大学 理事（非常勤）・副学長（現任） （重要な兼職の状況） 日本郵便株式会社社外取締役、学校法人先端教育機構事業構想大学院大学学長、株式会社宣伝会議取締役	0株
11	※ ふく たに とも こ 福 谷 朋 子 (1971年 6月4日生)	1995年10月 司法試験合格 1996年4月 司法研究所入所 1998年4月 弁護士登録（現任） 2002年10月 久屋大通法律事務所設立（現任） 2005年4月 名古屋経済大学非常勤講師 2008年10月 名古屋家庭裁判所調停官 2009年4月 愛知大学法科大学院実務家教員 2012年10月 名古屋市教育委員 2016年4月 国立大学法人愛知教育大学監事 （重要な兼職の状況） 弁護士	0株

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。
2. 井村屋株式会社、井村屋フーズ株式会社、イムラ株式会社、井村屋（北京）食品有限公司、北京京日井村屋食品有限公司、井村屋（大連）食品有限公司、IMURAYA USA, INC.、井村屋（北京）企業管理有限公司、井村屋スタートアップブランニング株式会社は、当社の子会社であります。
3. 当社は、岩本康氏が代表取締役を務める井村屋株式会社との間において、土地、建物の賃貸、運転資金の貸付等の取引を行っております。
4. 当社は、浅田剛夫氏がCEO（最高経営責任者）を務めるIMURAYA USA, INC.との間において、運転資金の貸付等を行っております。
5. 当社は、中島伸子氏が代表取締役を務めるイムラ株式会社との間において、土地、建物の賃貸、運転資金の貸付等の取引を行っております。
6. 当社は、菅沼重元氏が代表取締役を務める井村屋フーズ株式会社との間において、土地、建物の賃貸、運転資金の貸付等の取引を行っております。
7. その他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
8. 取締役候補者とした理由について
- ①浅田剛夫氏は、長年にわたり強いリーダーシップを発揮し経営を担い、豊富な経験と実績を有しています。グループ経営におけるガバナンスなどの基盤強化、人材育成、業務

執行に対する監督を適切に行い、当社の企業価値の持続的向上を目指すにあたり適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者となりました。

- ② 中島伸子氏は、営業部門の責任者の経験とともに管理部門の責任者を務めるなど、当社グループ経営に対する幅広い経験・実績・見識を有しており、当社のグループ経営の推進と業務執行に対する監督、コーポレートガバナンス、ダイバーシティ経営の強化に深い見識があり、また、自身の率先垂範していく行動力がグループ経営推進に適応であると判断し、引き続き取締役候補者となりました。
 - ③ 菅沼重元氏は、調味料事業の経営責任者として長年従事し、また中国での調味料事業を立ち上げ、さらに2017年4月1日に新会社としてスタートした井村屋フーズ株式会社の発足を指導し、当社グループのBtoB事業の経営全般及び管理運営業務に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。
 - ④ 岩本康氏は、入社後東京にて営業部門を主として担当し、広くマーケティング能力を磨き、その後本社転勤にて、経営戦略などの経営全般にわたる幅広い業務に携わり、経営陣のサポートを担ってきました。特に当社のSNSを活用した広報戦略やCSR活動を通じて、持続的な企業価値の向上に貢献してまいりました。以上のことから、同氏は当社の経営統括に欠かせないものと判断し、引き続き取締役候補者となりました。
 - ⑤ 富永治郎氏は、長きにわたり財務に携わり、豊富な知見と実績を有しています。一時、生産部門の管理業務において、生産管理システムの構築にも尽力し、多様な改革を行いました。これまで当社の海外事業における金融戦略の研究、東京証券取引所市場第一部銘柄指定に向けた活動、エクイティ・ファイナンスの実施を牽引するなど、変化する財務環境に対して、当社の財務基盤を構築してまいりました。以上のことから、同氏は当社の経営に欠かせないものと判断し、引き続き取締役候補者となりました。
 - ⑥ 岩上真人氏は、長きにわたり総務・人事の業務に携わり、豊富な業務経験と人事・労務等に関する深い知見を有し、その専門性の高い知識と経験を活かし、当社グループの総務・人事の機能を強化してまいりました。以上のことから、同氏は当社の経営に欠かせないものと判断し、引き続き取締役候補者となりました。
 - ⑦ 前山健氏は、主に生産技術・品質部門の責任者として従事し、また長年井村屋株式会社代表取締役社長を務めるなど、豊富な業務経験、及び経営全般及び運営業務に関する知見を有し、中国事業統括にも優れた指導力を発揮してきたことから、引き続き取締役候補者となりました。
 - ⑧ 大西安樹氏は、長年経営戦略部門の責任者や米国子会社CEOを務めるなど、当社のグループ経営に対する豊富な経験・実績・見識を有しております。当社の海外事業展開、新規事業の強化に適任であると判断し引き続き取締役候補者となりました。
10. 西岡慶子氏、田中里沙氏及び福谷朋子氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。なお、当社は西岡慶子氏を、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく「独立役員」として届け出ております。また、田中里沙氏及び福谷朋子氏が取締役に選任された場合には、両氏を「独立役員」として届け出る予定であります。
- (1) 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要について
 - ① 西岡慶子氏を社外取締役候補者とした理由は、会議・商談を通じて得た豊富な国際見識を当社のグローバル経営に活かしていただきたいためであります。
西岡慶子氏には、博士（工学）、経営者としての多彩な経験、ダイバーシティの観点から有効な助言していただくことを期待しており、前期においても顧客視点を含めた有益な意見で経営に寄与しております。
西岡慶子氏は、株式会社光機械製作所代表取締役と株式会社百五銀行社外取締役を兼務しております。なお、当社と株式会社光機械製作所との間には特別な関係はありません。また、当社と株式会社百五銀行の間には資金の借入等定常的銀行取引があります。
 - ② 田中里沙氏を社外取締役候補者とした理由は、マーケティング、コミュニケーションに関する豊富な知見を有するとともに、株式会社宣伝会議取締役、学校法人先端教育機構事業構想大学院大学学長を歴任しており、その知見・経験を当社の経営に活かしていただきたいためであります。
田中里沙氏には、これまでの経験を活かし、マーケティングやコミュニケーション、教育などの視点から、当社の経営に対する積極的な意見及び提言をしていただけることを

期待しております。

- ③福谷朋子氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士としての幅広い知識や経験を有しているためであります。

福谷朋子氏には、弁護士として幅広い知識と経験をもとに、法律の専門家として当社の経営に対する助言や提言をいただけることを期待しております。

- (2)社外取締役候補者が当社の社外取締役に就任してからの年数

西岡慶子氏は、2015年6月に当社の社外取締役に就任しており、その在任期間は本総会終結の時をもって6年となります。

- (3)社外取締役候補者との責任限定契約について

西岡慶子氏が取締役に選任された場合、当社は同氏との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結しており、同氏が取締役に再任された場合には当該契約を継続する予定であります。また、田中里沙氏及び福谷朋子氏が取締役に選任された場合、当社は、両氏との間で定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結する予定であります。

11. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる株主代表訴訟、会社訴訟、第三者訴訟の損害及び費用を当該保険契約により補填することとしております。候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役脇田元夫氏は本総会終結の時をもって任期満了となり、また、監査役橋本陽子氏は本総会終結の時をもって辞任されますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。なお、土田繁氏は橋本陽子氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより、退任された監査役の任期の満了すべき時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	脇田元夫 (1951年 3月3日生)	1973年3月 当社に入社 2001年4月 当社庶務部長 2006年4月 当社総務部長 2008年4月 当社執行役員マネジメントグループ副グループ長兼総務部長 2010年6月 当社取締役上席執行役員兼イムラ株式会社代表取締役社長 2011年4月 当社取締役兼上席執行役員総務・人事グループ長 2012年4月 当社常務取締役 井村屋シーズニング株式会社出向取締役会長 2013年6月 当社常勤監査役 (現任)	38,400株
2	※ 土田繁 (1972年 5月26日生)	1997年4月 公認会計士登録 1997年10月 税理士登録 1997年11月 公認会計士・税理士土田会計事務所 (現公認会計士土田会計事務所) 開設 所長 (現任) 2007年2月 株式会社企業経営管理センター代表取締役 (現任) 2015年9月 株式会社グリーンズ監査役 2016年3月 株式会社グリーンズ取締役監査等委員 (現任) 2017年6月 税理士法人だいち設立 代表社員 (現任) (重要な兼職の状況) 公認会計士土田会計事務所所長、株式会社企業経営管理センター代表取締役、株式会社グリーンズ取締役監査等委員、税理士法人だいち 代表社員	0株

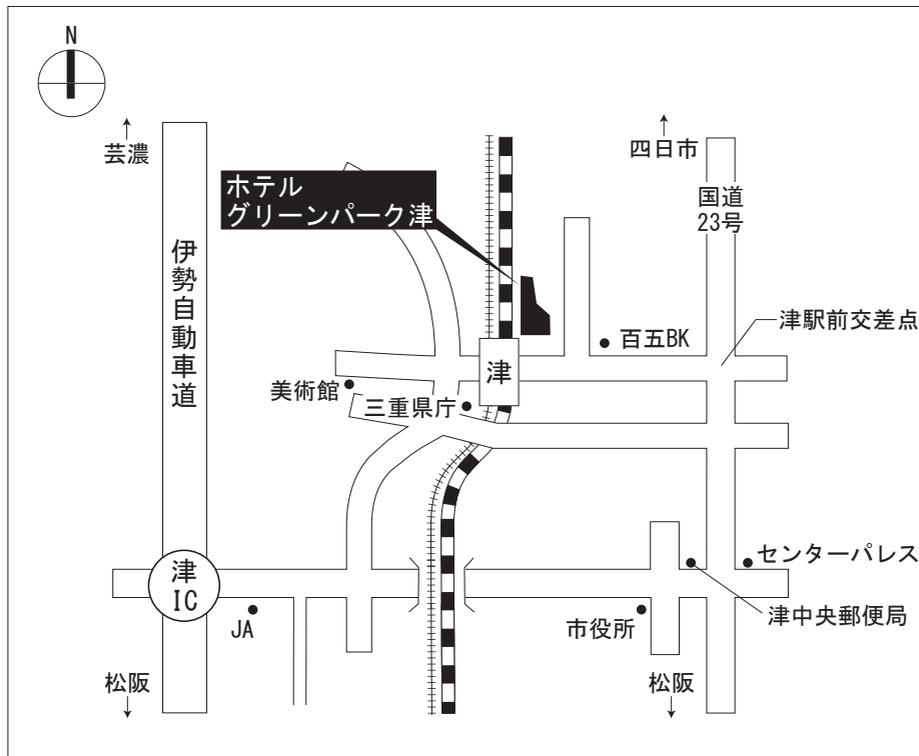
- (注) 1. ※は新任の監査役候補者であります。
2. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 土田繁氏は、会社法施行規則第2条第3項第8条に定める社外監査役候補者であります。なお、土田繁氏が監査役に選任された場合には、同氏を「独立役員」として届け出る予定です

あります。

4. 監査役候補者とした理由について
脇田元夫氏は、井村屋グループにおいて長年にわたり総務・人事政策に携われ、当社の事業内容等に精通しており、その豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社取締役の職務執行の監査を行っていただくため、引き続き監査役として選任をお願いするものであります。
5. 社外監査役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
 - (1) 社外監査役候補者とした理由について
土田繁氏は、公認会計士の資格を有し、税理士法人の代表を務め、税務・会計・経営に関する幅広い見識を当社の経営に反映していただくために、社外監査役候補者といたしました。
 - (2) 社外監査役候補者との責任限定契約について
土田繁氏が監査役に選任された場合、当社は定款の規定に基づき、同氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任に関し、社外監査役がその職務を行うにつき、善意でありかつ重大な過失がなかった場合に限り、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる株主代表訴訟、会社訴訟、第三者訴訟の損害及び費用を当該保険契約により補填することとしております。候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以上

株主総会会場ご案内図



○会場 ホテルグリーンパーク津 6階 伊勢・安濃の間

(注)開催場所が前回定時株主総会の会場と異なっております。

○所在地 三重県津市羽所町700番地

○電話番号 059-213-2111

○交通機関

JR・近鉄・伊勢鉄道「津」駅東口隣接

(名古屋より近鉄特急で約50分、大阪より近鉄特急で約85分)

※駐車場のご用意はいたしていません。公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

※株主総会のお手土産はご用意していません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。